⑷　Time-limit for the submission of application forms, relevant documents for the qualification and the submission of technical proposal by electronic bidding system : 13 : 00　16 Oct. 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 00　19 Jan. 2027 (tenders brought with 13 : 00　19 Jan. 2027)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misaki Town Chuo Ward Niigata city, Niigata Pref, Japan 950―8801 TEL 025―280―8880 ex. 2527

巻末資料「本入札手続に係る期間等」

下記に示す日程については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

⑴　競争参加確認通知　令和８年12月３日まで。

⑵　技術提案に係る施工計画の採否　令和８年12月３日まで。

⑶　入札説明書等の交付期間　令和８年９月15日から令和９年１月18日までの９時00分から17時00分まで。

⑷　申請書及び資料の提出期間　令和８年10月14日から令和８年10月15日までの９時00分から17時00分まで及び令和８年10月16日の９時00分から13時00分まで。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和８年12月４日から令和９年１月18日までの９時00分から17時00分及び令和９年１月19日の９時00分から13時00分まで。(利付国債の提供の場合は令和８年12月４日まで。)。

⑹　入札の日時

電子入札システムによる入札の締め切り　令和９年１月19日13時00分まで。

紙による持参の場合の締め切り　令和９年１月19日13時00分まで。

⑺　開札の日時

Ａ工事　令和９年１月22日10時30分
Ｂ工事　令和９年１月22日11時30分
Ｃ工事　令和９年１月22日13時30分
Ｄ工事　令和９年１月22日14時30分
Ｅ工事　令和９年１月22日15時30分
Ｆ工事　令和９年１月22日16時30分

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告は、インターネットの入札情報サービス（ＰＰＩ）[https://www.i-ppi.jp/] に掲載されています。

令和８年９月15日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　植田　雅俊

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　手取川西川樋門新築工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　石川県白山市湊町地先

⑷　工事内容

１）河川土工
掘削工　51,600㎥
盛土工　96,400㎥

２）法覆護岸工
コンクリートブロック工　4,911㎡

３）樋門本体工
函渠工、翼壁工　1,819㎥

４）護床工　１式

５）仮設工　１式

⑸　工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式(技術提案評価型Ｓ型)の試行工事である。

２）本工事は、令和６年３月13日付け国土交通本省の事務連絡「令和６年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。

※事務連絡については、北陸地方整備局ホームページを参照：https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

５）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

７）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

８）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

９）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工、発注者指定型）である。

10）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ法面工、舗装工、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

11）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。

12）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。

13）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。

14）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。

15）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。

16）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

17）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

18）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

19）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

20）本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。